

令和 元年 第 4 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 元年 12月 4日 (水)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 議	令和 元年 12月 13日 (金) 14時 00分
閉 会	令和 元年 12月 13日 (金) 15時 39分
出席議員	<p>議長 田中 政浩 1番 寺原 裕明</p> <p>2番 柳 雅明 3番 持山 英幸</p> <p>4番 石橋 里美 5番 木村 和彦</p> <p>6番 深野 良二 7番 田口 讓司</p> <p>8番 山本 一洋 9番 奥村 忠義</p> <p>10番 山本 久矢 11番 木村 博文</p> <p>12番 河内 直子 13番 横山 善美</p>
出席議員数	14名
欠席議員	なし
地方自治法第121条の規定により説明の為に出席した者の職氏名	<p>町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文</p> <p>教 育 長 入 江 哲 生 総 務 課 長 大 武 一 幸</p> <p>企 画 課 長 岩 下 定 徳 財 政 課 長 神 本 浩 美</p> <p>税 務 課 長 藤 本 英 明 住 民 課 長 亀 田 美 香 出 納 室 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長</p> <p>健 康 課 長 古 川 秀 志 環 境 防 災 課 長 倉 掛 俊 一</p> <p>建 設 課 長 堀 内 明 都 市 計 画 課 長 林 浩 嗣</p> <p>農 林 商 工 課 長 近 藤 亮 太 上 下 水 道 課 長 川 波 剛</p> <p>福 祉 課 長 重 信 利 子 こ ど も 課 長 一 木 眞 澄</p> <p>教 育 課 長 橋 本 照 美 生 涯 学 習 課 長 福 本 歆</p>
欠 席 者	なし
本会議に職務のために出席した者の職氏名	<p>議会事務局長 議会事務局議会係長</p> <p>仲 村 浩 之 中 原 玲 子</p>

議 事 録

令和元年第4回定例会

[最終日]

令和元年12月13日(金)

開 議	
議 長	<p>皆さん、こんにちは。 本日の出席議員は、14人です。 定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(14:00)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 町長から、追加議案の提案理由の説明を求めます。 田頭町長</p>
町 長	<p>こんにちは。 本日は、令和元年第4回筑前町定例会の最終日でございますが、開会初日をお願いしていましたように、追加議案を上程させていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>議案第68号、筑前町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、給料が支給される第2号会計年度任用職員の補償基礎額について規定する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第69号、筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和元年8月7日の人事院勧告を受け、特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正されることに伴い、当該条例についても適用しようとするため、議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第70号、筑前町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましても、令和元年8月7日の人事院勧告を受け、特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正されることに伴い、当該条例についても適用しようとするため、議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第71号、筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和元年8月7日の人事院勧告を受け、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正されることに伴い、筑前町一般職の職員の給与についても適用しようとするため、議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第72号、令和元年度筑前町一般会計補正予算（第9号）につきましては、補正額186万8,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ132億2,829万9,000円とするものです。</p> <p>補正内容としましては、 人事院勧告に伴う人件費の増額 186万8,000円を追加するものです。</p> <p>議案第73号、令和元年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億56万7,000円とするものです。</p> <p>以上、追加議案を提案させていただきますので、慎重にご審議のうえ、承認いただきますようお願い申し上げます。追加議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>町長の提案理由の説明が終わりました。 先日の保険料の件で、総務課長から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。 総務課長</p>
総務課長	<p>石橋議員のほうから、全国町村会総合賠償補償保険の保険料の質問が、議案書の3ページの報告第6号のときにございました。 誤解を与えるような回答をしておりましたので、再度回答をさせていただきます。</p>

	<p>保険料につきましては、保険料分担金率が定められており、当該年度の4月1日の住民基本台帳に基づく人口に、保険料分担金率を乗じたものとされておりまして。</p> <p>よって、今回の損害賠償額が支払われたことによって、筑前町の保険料が上がるということはありません。</p> <p>以上、報告させていただきます。</p>
日程第2	
議長	<p>日程第2 議案第46号「新町建設計画の変更について」を、議題とします。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>新町建設計画の変更なんですけど、例えば議案のですね、34から36ページ、人口の動向なんですけれども、この時点で既に27年、平成27年3万3,000人となっています。36ページ。</p> <p>でも、町長最近よくおっしゃっていますが、3万人前後を維持したいというふうにおっしゃっていますけれども、このまま上げていいんでしょうか、お尋ねします。</p>
議長	企画課長
企画課長	<p>お答えいたします。</p> <p>議員ご指摘の、目標人口の部分と言いますか、人口の推移のところだというふうに思いますけれども。</p> <p>今回、新町建設計画の変更にかかわっての変更点につきましては、その計画期間をですね、5年間延長するという、それから、財政計画をそれに合わせて変更していこうということの、大きな2つでございます。</p> <p>すべてのですね、新町建設計画を見直して作り直すと、策定し直すということには今回はしておりませんし、県に問い合わせたところですね、その内容については、それぞれの市町村の判断によって対応していただいているということでございますので、今回、将来人口の見通し等々については、見直しを行っておりません。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第46号「新町建設計画の変更について」を、採決します。</p> <p>議案第46号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本案は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第3	
議長	<p>日程第3 議案第47号「第2次筑前町総合計画基本構想・基本計画の策定について」を、議題とします。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第47号「第2次筑前町総合計画基本構想・基本計画の策定につい</p>

	て」を、採決します。 議案第47号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第4～ 日程第6	
議長	これより関連ある議案でありますので、会議規則第35条の規定により、日程第4議案第48号「筑前町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当等及び費用弁償に関する条例の制定について」から、日程第6議案第50号「会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」を、一括議題とします。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 これから、質疑を行います。 寺原議員
寺原議員	この会計年度任用職員の制度がですね、本町において対象者は何名おられますか。お願いします。
議長	総務課長
総務課長	お答えします。 現在の嘱託・臨時職員が約135名程度おります。それがそのまま移行すれば、大体135人から140人程度になるかと思っております。以上です。
議長	寺原議員
寺原議員	この会計年度任用職員制度がですね、やはり私自身は原則として、やっぱり同一労働、同一賃金が原則であろうと。いろんな事情があって、なかなか難しいところであると思っておりますけども、そういうふうには思っております。 そういう意味から言いますと、いわゆるその非正規公務員にとってですね、この会計年度任用職員制度がやっぱり、何らかのプラスになるものであってほしいと、なければならぬというふうに思っています。 それで、当該の対象者のですね、年収ですね、これが今までと比べてアップするかどうか、お尋ねをしたいと思っております。
議長	総務課長
総務課長	お答えします。 年収ベースでは、現在の年収よりもアップします。 ただし、給与月額、報酬月額につきましては、最大で7,600円下がるところもございます。 大体1,500円から2,000円ぐらい下がると。しかし下がっても、年間のベースでは上がるという形になります。 あと、来年度の6月につきましては、経験の期間率がありますので、丸々期末手当が出るということではございません。ですから初年度につきましては、0.9425月、本来であれば1.45月になりますけども、そういった期間率の関係で0.9425になっても、年間ベースでは現状よりも上がるという形になっております。以上です。
議長	寺原議員
寺原議員	年収としてはアップするという事で、少し安心はしましたが、月額としては、今のお話では最大7,600円ですかね、2万、3万下がるというふうなところもあるよ

	<p>うに聞いてましたので、ちょっと非常に心配をしていました。</p> <p>ただ、月々の額が減るということですね、例えばローンだとか、いろんな予定をしているお金の使い道というかですね、その辺の心配もあろうと思いますが、その辺についての声というのは、何か聞こえているところが、ございましょうか。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>お答えします。</p> <p>確かに今、寺原議員のほうから言われましたように、月例給は生活給だという形で、あまり下がるのはということの声はお聞きをして、いろいろ改正検討を重ねた結果ですね、先ほどの回答のような形になったところでございます。</p> <p>この月額につきましては、後から給与改定とか出てきますけれども、職員の給与表に準じた形で改正をしていきますので、来年の4月につきましては、現在、提示している給与月額よりも上がった形になります。議会で承認していただければですね、人事院勧告を。</p> <p>あと通勤手当、通勤手当につきましては、職員と同額を支給するという形にしておりますので、その点でもかなりアップするんじゃないかなと思っております。</p> <p>ですから、この差はですね、かなり埋めることができるんじゃないかなと、いうふうに思っております。以上です。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第48号「第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当等及び費用弁償に関する条例の制定について」から議案第50号「会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」までの3件を、一括採決します。</p> <p>議案第48号から議案第50号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本案3件は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第7	
議 長	<p>日程第7 議案第51号「筑前町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第51号「筑前町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。</p> <p>議案第51号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本案は、原案のとおり可決されました。</p>

日程第8	
議長	<p>日程第8 議案第52号「筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>議案書の38ページです。</p> <p>新旧対照表の一番上の下線、現行の「若しくは法第16条第1号に該当して、同法第28条第4項の規定により失職」というのは、どういった場合を言うのでしょうか、お尋ねします。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>お答えします。</p> <p>16条の第1号につきましては、成年被後见人又は被保佐人という形になっております。</p> <p>28条の4項につきましては、職員の身分を失うという形になっております。以上です。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第52号「筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。</p> <p>議案第52号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本案は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第9	
議長	<p>日程第9 議案第53号「筑前町技能労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第53号「筑前町技能労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。</p> <p>議案第53号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本案は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第10	
議長	<p>日程第10 議案第54号「筑前町税条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。</p> <p>これから、質疑を行います。</p>

	河内議員
河内議員	改正案の中に出てくる第89条、ページ、44ページです。 (2) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者は、どういった方々を指すのでしょうか。
議長	税務課長
税務課長	お答えいたします。 公私の扶助と言われるものはですね、基本的には、公というのは生活保護、就学援助のようなものでございます。 私的な扶助と申しますのは、社会事業団体とかの扶助というふうに考えられております。 私的扶助とされるものはですね、生計を一にしない方からの扶助、例えばおじさんとかいうのから扶助を受けておると、というような状況の者をいうとされております。以上です。
議長	河内議員
河内議員	公の扶助で、児童扶養手当とかは入らないんですか。
議長	税務課長
税務課長	お答えいたします。 今のところ生活保護という考え方で行っておりますので、そこまでは判断はしておりません。 実際に行うようになればですね、実際に要綱を作って整理をしなければいけないと思いますけど、他の団体を見ても、扶助の中であるというのは、やはり生活保護というのがされておるようでございますので。以上でございます。
議長	河内議員
河内議員	今の生活保護法で、生活保護世帯は自動車の保有は認められてないんですけれども、そういう事例があるんですか。
議長	税務課長
税務課長	生活保護法の中身は、私はちょっと分かりませんが、基本的に生活保護を受けてある方が、自動車税の課税対象となってある状況はございます。 そういう意味で、今回、この条例を上程しているところでございます。
議長	はい、最後です。
河内議員	さっき生活保護とか就学援助っていうこともおっしゃいましたけれども、今、課長の答えだったら、生活保護だけのように聞こえたんですが、就学援助はどうなるんですか。
議長	税務課長
税務課長	お答えいたします。 基本的に細かいところは、私のほうでまだ要綱なりを作ってやっていかないかんと思っております。 基本的に、これはですね、1980年の3月にですね、衆議院地方委員会の中で自治省の石原税務局長さんの答弁による中身で、いわゆる公助の扶助というのはどういうものかという中で書いたのが、いわゆる生活保護法による各種扶助や就学援助等と、それから私的ものにつきましては、おじさんなどからの支援というふうに答えてありますので、それを参考にしてお答えをしておりますので、そこから細かいことまでは、ちょっとまだ、それが必要であれば必要というふうに考えますけど、近隣の市町村の状況も考えてやっていきたいとは思っています。
議長	他にございませんか。 これで質疑を終わります。

	<p>営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第55号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。 したがって、本案は、原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>先ほど河内議員の一般職の法16条第1号の回答の件で、総務課長から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。 総務課長</p>
総務課長	<p>議案第38ページ、議案第52号でございます。 現行の法第16条第1号の該当という形で質問がございました。 私のほうが、禁固以上の刑と回答させていただきましたけれども、正確には、成年被後見人又は被保佐人という形になっております。 お詫びして、訂正させていただきます。</p>
日程第12	
議長	<p>日程第12 議案第56号「筑前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員</p>
河内議員	<p>議案書の75ページです。 23条の上から4行目、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者とは、基準があるんでしょうか。お尋ねします。</p>
議長	<p>こども課長</p>
こども課長	<p>お答えいたします。 家庭的保育事業と申しますのが、家庭的な雰囲気のもとで少人数を対象に、きめ細かな保育を実施するもので、1人から5名程度までの家庭的保育者の居宅で実施する保育事業のことを言います。 そうした中で保育にあたる者として、保育と同等以上の知識及び経験というものの細かな規定というのはございません。 それが、町長が認める者というところで、こういった事例がありましたらば、要綱等で規定を作る必要があるかと思いますが、今のところそういった事例はない状況です。</p>
議長	<p>河内議員</p>
河内議員	<p>そういう要綱は、いざとなつて作るんじゃないかと、もう作っておいたほうがいいんじゃないでしょうか、見解をお尋ねします。</p>
議長	<p>こども課長</p>
こども課長	<p>お答えいたします。 確かに前に準備をしておいたほうが、いろんな保育体系の中での子育てにはいいかと思えますけれども、一応、保育所それから認定こども園や幼稚園に関しまして、いろんな集団保育の中での保育を、今、第一としておる状況でございます。 今後保育のスタイルがいろいろ変わってきますので、その中でまた検討をしていきたいと思っております。以上です。</p>
議長	<p>他にございませんか。 これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 討論ありませんか。 (討論なし)</p>

議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第56号「筑前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。</p> <p>議案第56号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本案は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第13	
議長	<p>日程第13 議案第57号「筑前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第57号「筑前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。</p> <p>議案第57号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本案は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第14	
議長	<p>日程第14 議案第58号「筑前町部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例の制定について」を、議題とします。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>議案第58号「筑前町部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例の制定について」</p> <p>反対の立場から討論します。</p> <p>部落差別解消推進法は、部落差別の解消推進のための理念法と言いながら、逆に、新たな障壁を作り出し、部落差別を固定化、永久化する重大な危険をはらむものです。</p> <p>新法は、現在もなお部落差別が存在する、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていると強調し、部落差別は許されない、解消することが重要な課題として、17年前に失効した部落問題の特別立法を復活させるものです。</p> <p>人を出自や父系、住んでいる地域によって差別してはならないことは当然のことです。</p> <p>憲法第13条は、すべて国民は個人として尊重されると基本原理を宣言し、14条では法の下での平等を保障しています。</p> <p>問題は、基本的人権にかかわる様々な課題の中で、部落問題を特別扱いする立法が、補助金や業務委託など、税金の使い道、人権啓発、相談、学校、社会教育の内容など、様々な同和の特別扱いを復活、固定化させ、市民の言動を差別と認定し、規制する圧</p>

	<p>力根拠とされかねないことにあります。</p> <p>部落問題は特別扱いするのではなく、人権尊重と民主主義の教育、啓発、相談は、憲法に基づいて一般施策として行い、垣根をなくしていくことこそ、部落問題解決への道であり、冠に「部落差別をはじめ」をつけたこの条例には、賛同できません。</p> <p>平成17年に制定された筑前町差別をなくし人権を守る条例の中でこそ、規定の充実を図るべきと考えます。</p> <p>よって、反対を表明し、討論とします。</p>
議長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>山本一洋議員</p>
山本一洋議員	<p>賛成の立場から討論をいたします。</p> <p>今回提案された条例は、2016年に制定されました、いわゆる人権三法を具体化するものであり、福岡県も今年3月に部落差別の解消の推進に関する条例を制定しています。</p> <p>わが町でも部落差別の解消は重要課題であると考えますし、今後は個別の人権課題の法律が制定されることから、本条例は、あらゆる差別を撤廃するために必要な条例と考えます。</p> <p>よって、賛成の意思を表明し、討論といたします。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、議案第58号「筑前町部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例の制定について」を、採決します。</p> <p>議案第58号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手多数です。</p> <p>したがって、本案は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第15	
議長	<p>日程第15 議案第59号「筑前町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第59号「筑前町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。</p> <p>議案第59号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本案は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第16	
議長	<p>日程第16 議案第60号「筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

議長	これで質疑を終わります これから、討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第60号「筑前町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第60号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第17	
議長	日程第17 議案第61号「筑前町高等学校等奨学金の貸与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第61号「筑前町高等学校等奨学金の貸与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第61号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第18	
議長	日程第18 議案第62号「令和元年度筑前町一般会計補正予算(第8号)について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	別冊、一般会計補正予算(第8号)、6ページです。 債務負担行為なんですけど、これは5年間、どこに決定したかお尋ねします。
議長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。 現在の図書館業務委託につきましては、平成27年度から令和元年度、今年度末までがクリーン商会のほうと契約を結んでいる形になっております。 次年度の業者選定にあたりまして、議決後ですね、プロポーザル方式によりですね、次年度、令和2年度からの業者を選定するために債務負担行為という形で計上させていただいているというところでございます。
議長	他にございませんか。 河内議員
河内議員	それはいつ頃決定しますか、これが通ったら。
議長	生涯学習課長
生涯学習課長	お答えいたします。

	<p>議決後にですね、12月に告示を予定し、1月下旬にプロポーザルを実施する計画でしております。</p> <p>実際の業者の決定にあたりましては、プロポーザル後、第一優先交渉権者の決定後にですね、5年間の契約額を協議後決定するというような流れになります。以上でございます。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第62号「令和元年度筑前町一般会計補正予算(第8号)について」を、採決します。</p> <p>議案第62号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本案は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第19	
議長	<p>日程第19 議案第63号「令和元年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」を、議題とします。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第63号「令和元年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について」を、採決します。</p> <p>議案第63号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本案は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第20	
議長	<p>日程第20 議案第64号「令和元年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」を、議題とします。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第64号「令和元年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」を、採決します。</p> <p>議案第64号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。</p>

	(賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第21	
議長	日程第21 議案第65号「令和元年度筑前町下水道事業会計補正予算(第1号)について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第65号「令和元年度筑前町下水道事業会計補正予算(第1号)について」を、採決します。 議案第65号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第22	
議長	日程第22 議案第66号「令和元年度筑前町水道事業会計補正予算(第2号)について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第66号「令和元年度筑前町水道事業会計補正予算(第2号)について」を、採決します。 議案第66号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第23	
議長	日程第23 議案第67号「令和元年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第67号「令和元年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算(第

	2号) について」を、採決します。 議案第67号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、本案は、原案のとおり可決されました。
休憩	
議長	ここで休憩をします。 3時10分から再開します。 (15:00)
再開	
議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (15:10)
日程第24	
議長	日程第24 議案第68号「筑前町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 説明を求めます。 総務課長
総務課長	追加議案書の2ページをお願いします。 議案第68号「筑前町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 提案理由につきましては、町長が冒頭説明をされましたので省略をします。 3ページをお願いします。 現行の第5条に、給与が支給される第2号会計年度任用職員について、第5号を新たに追加をしたものでございます。 附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行するとしております。以上です。
議長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議長	質疑ないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第68号「筑前町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第68号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第25	
議長	日程第25 議案第69号「筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 説明を求めます。

	総務課長
総務課長	<p>追加議案書の4ページをお願いします。</p> <p>議案第69号「筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付け、町長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては、冒頭町長が説明されましたので省略いたします。</p> <p>5ページをお願いします。</p> <p>第1条、筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正です。</p> <p>第6条第2項で、12月に支給する期末手当の支給月数を0.05月引き上げ、100分の172.5とするものでございます。</p> <p>第2条で、筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正でございます。</p> <p>第6条第2項で、6月、12月に支給する期末手当の支給月数をそれぞれ100分の170とするものでございます。</p> <p>附則として、この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行するとしております。以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>議案第69号「筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>反対の立場から討論します。</p> <p>常勤である職員や特別職の方々と違い、町議会議員は非常勤です。非常勤の議員にも同率で期末手当を引き上げるのはいかがなものかと考えます。</p> <p>よって、反対を表明し、討論とします。</p>
議長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>木村博文議員</p>
木村博文議員	<p>賛成の立場から討論いたします。</p> <p>本町の議員等の期末手当の支給率につきましては、ご承知のとおり、国の特別職の国家公務員に準じた形で支給率が決定されております。</p> <p>今年度の人事院勧告を受け、国の特別職の国家公務員の期末手当の支給率も改定となり、今回の一部改正も国に準じた改正となっております。</p> <p>以上を適正であると判断し、賛成の意思を表明し、討論といたします。</p>
議長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、議案第69号「筑前町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。</p> <p>議案第69号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手多数です。</p>

	したがって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第26	
議長	<p>日程第26 議案第70号「筑前町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>追加議案書の7ページをお願いします。</p> <p>議案第70号「筑前町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付け、町長名でございます。</p> <p>提案理由につきましては、冒頭町長が説明されましたので省略いたします。</p> <p>8ページをお願いします。</p> <p>第1条、筑前町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正です。</p> <p>第4条で、12月に支給する期末手当の支給月数を0.05月引き上げ100分の172.5とするものです。</p> <p>第2条で、同条例の第4条、6月、12月に支給する期末手当の支給月数についてそれぞれ100分の170とするものでございます。</p> <p>附則として、この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行するとしております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようです。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第70号「筑前町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。</p> <p>議案第70号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本案は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第27	
議長	<p>日程第27 議案第71号「筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>追加議案書の9ページをお願いします。</p> <p>議案第71号「筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>標記の条例を別紙のとおり提出する。</p> <p>本日付け、町長名でございます。</p>

	<p>提案理由につきましては、冒頭町長が説明されましたので省略します。</p> <p>10ページをお願いします。</p> <p>第1条、筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正です。</p> <p>第26条、第2項第1号で、12月に支給する勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げ、一般職100分の97.5、管理職100分の117.5とするものでございます。</p> <p>10ページから19ページまでの別表第1につきましては、人事院勧告で、初任給及び若年層の給与月額が引き上げられていることに伴いまして、下線部分の給与表の改正を行うものでございます。</p> <p>続きまして、20ページをお願いします。</p> <p>第2条として、筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正です。</p> <p>第26条第2項第1号で、6月、12月に支給する勤勉手当の支給月数を、一般職100分の95、管理職100分の115とするものでございます。</p> <p>附則として、この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行するとしております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第71号「筑前町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。</p> <p>議案第71号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本案は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第28	
議長	<p>日程第28 議案第72号「令和元年度筑前町一般会計補正予算(第9号)について」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>財政課長</p>
財政課長	<p>追加議案書の22ページをお願いいたします。</p> <p>議案第72号「令和元年度筑前町一般会計補正予算(第9号)について」令和元年度筑前町一般会計補正予算(第9号)を別冊のとおり提出する。本日付け、町長名です。</p> <p>別冊の令和元年度一般会計補正予算(第9号)をお願いいたします。</p> <p>1ページをお願いします。</p> <p>令和元年度筑前町の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ186万8,000円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出を歳入歳出それぞれ132億2,829万9,000円とするものです。</p> <p>7ページからが歳出となっておりますが、補正の内容につきましては、すべて人事</p>

	<p>院勧告によります人件費の増額に伴う補正であります。給料、職員手当と共済費の説明は省略をさせていただきますが、3款1項1目、28節繰出金の9万1,000円につきましては、国保会計における給与費等の増額分を国保会計に繰り出すものです。</p> <p>6ページの歳入につきましては、1款3項1目軽自動車税を186万8,000円増額補正をするものでございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようです。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第72号「令和元年度筑前町一般会計補正予算(第9号)について」を、採決します。</p> <p>議案第72号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手多数です。</p> <p>したがって、本案は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第29	
議長	<p>日程第29 議案第73号「令和元年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」を、議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>健康課長</p>
健康課長	<p>追加議案書の23ページをお願いいたします。</p> <p>議案第73号「令和元年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」</p> <p>令和元年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を別冊のとおり提出する。</p> <p>本日付け、町長名でございます。</p> <p>別冊の国保特別会計補正予算(第3号)をお願いいたします。</p> <p>1ページです。</p> <p>令和元年度筑前町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億56万7,000円とするものです。</p> <p>7ページの事項別明細書をお願いいたします。</p> <p>1款1項1目一般管理費、補正額9万1,000円、人事院勧告に伴う人件費の増額補正によるものです。</p> <p>この財源としましては、6ページの歳入、一般会計からの繰入金9万1,000円で対応するものでございます。</p> <p>以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

議 長	<p>質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。 これから、議案第73号「令和元年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」を、採決します。 議案第73号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。 したがって、本案は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第30	
議 長	<p>日程第30 請願第4号『「幼稚園類似施設を幼児教育・保育の無償化の対象に含めること」にかかわる意見書の提出を求める請願書』及び、発議第8号『「幼稚園類似施設を幼児教育・保育の無償化の対象に含めること」にかかわる意見書』を、一括議題とします。 本件について、文教厚生常任委員長の報告、並びに関連して発議第8号の説明を求めます。 深野良二文教厚生常任委員長</p>
文教厚生常任委員長	<p>それでは報告いたします。 定例会初日の12月4日において、文教厚生常任委員会に付託されました請願第4号につきまして、12月10日に委員会を開催し、審議をいたしました。その審査の結果並びに結果についてご報告申し上げます。 請願第4号の結果は、お手元配布の委員会審査報告書のとおり、採択であります。 採択について、挙手による採決を行い、挙手全員により採択と決しました。 これにより、本請願は意見書提出を願意としていることから、発議第8号を提出いたします。 議会提出議案書の3ページをお開きください。 「幼稚園類似施設を幼児教育・保育の無償化の対象に含めること」にかかわる意見書 上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出いたします。 提出者、深野良二。 賛成者、寺原裕明議員、横山善美議員です。 提出の理由、幼児教育の機会均等が保証される制度の実現のため、速やかに「幼稚園類似施設」を無償化の対象に含めること。 それまでの間、無償化と同等の支援を「幼稚園類似施設」に対して行うこと。 上記の事項の実現について、国の関係機関へ意見書を提出する。これが、この議案を提出する理由であります。 4ページをご覧ください。 意見書の内容は、お手元に配布したとおりです。 大念寺中央幼稚園は、長年、地域の幼児教育の一端を担ってきた経過がありますが、幼稚園類似施設であるため、幼児教育・保育の無償化の対象外となりました。 多種多様な幼児教育の確保と教育の機会均等が保証される制度の確立が必要であり、「幼稚園類似施設」を現行制度の対象に含めることを求める内容でございます。 全会一致でのご賛同をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>これから、委員長報告に対する質疑を行います。</p>

	<p>質疑ございませんか。 (質疑なし)</p>
議長	<p>質疑ないようです これから、討論を行います。 (討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。 次に、発議第8号について、先議いたします。 お諮りします。 これから、『「幼稚園類似施設を幼児教育・保育の無償化の対象に含めること」にかかわる意見書』を、採決します。 発議第8号は、採択することに賛成の方は、挙手願います。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。 したがって、本件は、採択することに決定いたしました。 したがって、発議第8号は、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁へ意見書を提出します。 なお、請願第4号は、採択すべきものとみなします。</p>
日程第31	
議長	<p>日程第31 請願第5号『「幼稚園類似施設に通う幼児に対する利用料の補助」にかかわる意見書の提出を求める請願書』及び、発議第9号『「幼稚園類似施設に通う幼児に対する利用料の補助」にかかわる意見書』を、一括議題とします。 本件について、文教厚生常任委員長の報告並びに関連して、発議第9号の説明を求めます。 深野良二文教厚生常任委員長</p>
文教厚生常任委員長	<p>報告いたします。 定例会初日の12月4日において、文教厚生常任委員会に付託されました請願第5号につきまして、12月10日に委員会を開催し、審議をいたしました。その審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。 請願第5号の結果は、お手元配布の委員会審査報告書のとおり、採択であります。 採択については、挙手による採決を行い、挙手全員により採択と決しました。 これにより、本請願は意見書提出を願意としていることから、発議第9号を提出いたします。 議会提出議案書の5ページをお開きください。 「幼稚園類似施設に通う幼児に対する利用料の補助」にかかわる意見書 上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出いたします。 提出者、深野良二。 賛成者、寺原裕明議員、横山善美議員です。 提出の理由、「幼稚園類似施設」に通い、利用料が有償の幼児に対して補助を行うこと。 上記事項の実現について、県の関係機関へ意見書を提出する。これが、この議案を提出する理由であります。 6ページをご覧ください。 意見書の内容は、お手元に配布したとおりです。 幼稚園類似施設を現行制度の対象に含めるまでの間、利用料が有償となった幼児に対し、経済的負担を軽減するための支援が必要と考えます。</p>

	<p>本町においても利用料の4分の1の補助を決定しましたが、県に対しても同様の支援を求める内容でございます。</p> <p>全会一致でのご賛同をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>これから、委員長報告に対する質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようです。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>次に、発議第9号について、先議いたします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>これから、『幼稚園類似施設に通う幼児に対する利用料の補助』にかかわる意見書を、採決します。</p> <p>発議第9号は、採択することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本件は、採択することに決定いたしました。</p> <p>したがって、発議第9号については、地方自治法第99条の規定により関係行政庁へ意見書を提出します。</p> <p>なお、請願第5号は、採択すべきものとみなします。</p>
日程第32	
議 長	<p>日程第32 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を、議題とします。</p> <p>議会運営委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元にお配りした「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、委員長から申し出のとおりとすることに決定しました。</p>
日程第33	
議 長	<p>日程第33 「常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を、議題とします。</p> <p>各常任委員長から、所掌事務のうち会議規則第73条の規定によって、お手元にお配りした「所掌事務の調査事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、委員長から申し出のとおりとすることに決定いたしました。</p>
閉 会	
議 長	<p>これで、本日の会議は、全部終了いたしました。</p> <p>田頭町長</p>
町 長	<p>筑前町令和元年第4回定例会閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。</p> <p>本定例会は、筑前町総合計画をはじめ、数年にわたって検討してまいりました会計</p>

	<p>年度任用職員、さらに緊急を要する災害復旧に伴う地元分担金条例など、すべての議案を承認、可決いただきましてありがとうございました。</p> <p>議決予算に基づき、速やかに執行し、住民の福祉向上に努力してまいります。議員各位の一層のご指導をお願いいたしまして、お礼のあいさつといたします。</p> <p>お疲れさまでした。ありがとうございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>町長からのあいさつが終わりました。</p> <p>会議を閉じます。</p> <p>令和元年第4回筑前町議会定例会を閉会します。</p> <p>お疲れさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(15:39)</p>
	<p style="text-align: center;">上記会議の経過を記載し、その相違ないことを 証するために署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長 田中政浩</p> <p style="text-align: center;">9番 議 員 奥村忠義</p> <p style="text-align: center;">10番 議 員 山本久矢</p>